

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成24年7月5日(木)午後1時30分から午後2時55分まで

2. 開催場所 辰野町役場2階第6会議室

3. 出席委員(15人)

会長	1番	武井	典夫
会長職務代理者	2番	三澤	省三
委員	3番	松澤	覚一
	4番	山崎	今朝利
	5番	野澤	宏
	6番	赤沼	君人
	7番	尾坂	壽夫
	8番	根橋	建太郎
	9番	山内	良春
	10番	赤羽	則子
	12番	上島	明德
	13番	下田	節子
	14番	勝野	次郎
	15番	小野	一喜
	16番	赤羽	武直

4. 欠席委員(1名)

11番 小澤 高佳

5. 議事日程

議案第1号 農地法規定に基づく許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

報告事項 専決事項について

(1)6月許可決定の5条5件については、長野県農業会議から6月15日付で許可相当の意見答申があったので、許可指令書を交付した

(2)農地法第4条の規定による農地を農業用施設に供することの届出

(3)農地法第18条第6項の規定による届出

(4)その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長 中村良治
事務局次長	役場産業振興課補佐兼農政係長 足助和実
書記	役場産業振興課農政係専門員 千田茜

7. 会議の概要

<武井会長>

皆さん、ご苦労様でございます。大変陽気も良くなり皆さん健康で何よりとこんな風に思っております。先般はひまわりの雑草取り、そして大豆の土手の草刈りまた土寄せということで各委員の皆さん方、担当いたしていただきまして、大変きれいにできましたことを感謝申し上げる次第でございます。また、農業委員の皆さんにおかれましては各地区の色々な行事等もあるわけでございます。それでここで一番大きな行事というか事業が辰野町の営農組合が一本になったということで、これからの運営状況がどうい風になるかということがこれからの焦点ではないかとこんな風に思っておるわけでございます。営農組合の中にも議題として上がっておりますように、耕作放棄地だとか遊休農地の活用だとかいうような議題が数多く営農組合の中にもあるわけでございます。その中の事業についてこの農業委員会がどうい風に舵を取っていくかということが一つの問題ではないかとこんな風に思っておるわけでございます。これから営農組合と農業委員会との接点がどの程度までうまくいくかということがこれからの問題ではないかと思っておる次第でございます。また、皆様方の健康問題につきましても先般小澤さんのところへ事務局それから三澤代理、三人でお見舞いに行きました。やはり本人は何か、気はあるんですが体がついていかないというような状況であります。小澤さんの病気について専門に聞いてみますと、やはり本人の気持ちが第一だというようなことをいわれております。どうか皆様方の任期中は病気にならないようにしていただいてこの三年間を全うできるようお願いをしたいとこんな風に思っております。また、あさって研修旅行に行かれるわけでございますが、ひとつ体調を整えていただきまして楽しい研修旅行になりますようお願いをして本日のあいさつに代えさせていただきます。本日の会議色々議題とあるかと思えます。その他のところに北部三町村の農業委員会の交流会というようなことがあります。これが先般は、私の知ってる限りでは小野のパターゴルフですか、やったわけでございます。今年はマレットにするのかパターにするのかその辺を皆さんで協議していただきまして決定次第、箕輪、南箕輪へ通知を出したいとこんな風に思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それでは議事録の署名人の指名をさせていただきます。16番の赤羽委員それから3番の松澤委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは4番の議事に入りたいと思います。議案第1号の農地法の規定に基づく許可について事務局の方から説明をお願いいたします。

<事務局>

【議案第1号、3条の規定による許可について、1～3番朗読】

<足助事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。

大字伊那富...番地のAさん所有の、大字伊那富字中島...番地、地目は登記現況とも田、面積871㎡を、大字伊那富...番地にお住まいのBさんが取得するものです。この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は39㎡で下限面積を超えております。また、この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、山崎委員と松澤委員から意見書をいただいております。

<武井会長>

はい、それでは1番の件につきまして、山崎委員から詳細、立会の状況をお願いいたします。

<4番山崎委員>

4番の山崎です。この件については6月15日、立会を行いました。書類にありますとおり、この件はBさんが賃借しておりましてそれを買取するというところでございます。両者の立会のもと調査したわけですが国調もすでにすんでおり図面にあるとおり、石垣で囲われていて塀ははっきりしていましたので何ら問題はないと思います。ご審議の程お願いします。

<武井会長>

はい、立会をしました山崎委員の方から詳細について説明があったわけですが、この件について何かご質問ご異議ございますか。(場所はどこかという質問有り、山崎委員回答)山崎委員の方から、場所は小横川であり、塀は国調ではっきりしているということでございます。これにつきまして再度、質問ありますか。(「なし」の声)なければこの件につきまして許可することにいたしますがご異議ございますか。はい、許可することにいたします。それでは2番についてお願いいたします。

<足助事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。

東京都練馬区富士見台三丁目..番..号のAさん所有の、大字辰野字堀上...番地、地目は登記現況とも畑、面積34㎡を、中央...番地にお住まいのBさんとCさんが共有名義で取得するものです。この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面

積は47㎡で下限面積を超えております。また、この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、赤羽武直委員と武井会長から意見書をいただいています。

<武井会長>

はい、それでは担当の赤羽委員より詳細について説明をお願いいたします。

<16番赤羽委員>

はい、16番赤羽です。6月18日に武井会長にご足労いただきまして土地家屋調査士の立会の元に現地を確認いたしました。この地図で見ると西側の方に住宅があるのですが、それとそちらの部分については杭がしっかり打たれていて、地籍調査の時の杭が打たれてははっきりしております。一方東側についてはこの譲受人所有の土地でありまして、ただしこちらについては杭が抜かれてしまったのでしょうか、見あたらないと。従ってこの杭の補修ということを経済条件とか要求しまして、そこに杭をきちんと打っていただいた上で、問題はないという判断をいたしました。よろしくをお願いいたします。

<武井会長>

はい、この地籍は上辰野になるわけでございます。今赤羽委員が説明したとおり、贈与という様なことで、面積が少ないというようなことで、譲り渡しをしたいということのようでございますが、この件につきましていかがなものでしょうか。（「異議なし」の声）よろしいですかね。はい、それではこの件につきまして許可することにいたします。それでは3番お願いします。

<足助事務局次長>

それでは3番お願いしたいと思います。

大字澤底...番地のAさん所有の、大字澤底字屋敷添...番地、地目は登記現況とも田、面積693㎡と、大字澤底字岩花...番地、地目は登記が田現況が畑、面積865㎡、大字澤底字岩花...番地、地目は畑、面積250㎡、合計3筆、計1808㎡を、大字澤底...番地のBさんが取得するものです。この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は9.4㎡で下限面積を超えております。また、この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、赤沼委員と下田委員から意見書をいただいています。

<武井会長>

はい、それでは赤沼委員より詳細について説明をお願いいたします。

<6番赤沼委員>

赤沼です。この件については、いつも大変なんです。譲る方の Aさんは体の具合が悪いものですから、当人を同行して杭の確認ができればいいのですが、入院中ということで、外に出られないということで、下田さんと同行したときには奥さんが立ち会ったんですが、杭がほとんどない、分からないっていう状況の中で一応この辺ということで目測とっちゃおかしいですがそれで了解はとりました。それで、後日 Bさんのところに私行きて、もう一度見てもらったんですが、草を刈って調べてくれてはありましたけれども、杭がないと。Aさん非常に杭を動かすことが好きで2本が一緒にかたまっていたりして... で Bさんとの話の中で自分の田んぼと Aさんの田んぼと隣接しているところもあるし、鴻の田の従来の方法でいくと土手じりが堺として皆さんは貸し借りしているみたいなのでそれで認めてくれんかということだったもんですから、やむを得ないということで一応見させてもらいました。(地図により説明)問題となるところがあるのですが、これは畑かいつていうような、もう道路の一部って感じだったんですが、下田さんといったときはそれが分からなくて、とんでもないところを探していたら道路沿いでした。これも確認はできていますけれども杭はありません。そう言うわけで Bさんにも Aさんにも杭がないので、お互い話し合いの上でOKということよろしいですかということで確認はとりましたので、ご了解をいただければありがたいと思っております。

<武井会長>

ただ今赤沼委員より、一応地籍調査の杭は見つからなかったと、けれども昔からの観念でいきますとこの辺だということで両者が一応確認できたとの報告ですが、その他に何か質問ございますか。(農地の状態について質問、赤沼委員回答)今赤沼委員からありましたように、道路の拡張とかその他のことで地籍調査をやったときの杭が見つからないということですが、今までに例のないことですので、ちょっと事務局のご意見を聞きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。(事務局説明)はい、道路を拡張してもですね、公図的にはおそらく残っておると思います。私共が見た範囲で杭はなくてもその辺は大丈夫だということでございます。杭についてはそういうことで、役場の方として大丈夫ということでございます。その他何か疑問な点ございますか、この件につきまして。(隣接者についての質問あり、赤沼委員回答)図面の上方の土地は道より高い訳ですね。川を挟んで。平。で下の方は道より下ですね。そういうことでございます。その他に何かお聞きすることございますか。なければこれにつきましてよろしいですかね。「はい」の声)はい、それでは許可することにいたします。それでは次のページに行きたいと思っております。事務局の方からお願いします。

【議案第1号、4条の規定による許可申請について1番朗読】

<足助事務局次長>

それでは4条であります。

1番、住宅の新築でございます。

茨城県つくば市赤塚...にお住まいのAさんが、自己所有の大字辰野字羽場崎...番地、地目は登記現況とも畑、面積476㎡に、自己の住宅を新築するための申請でございます。申請人は今年3月に定年退職し故郷に戻り定住するために住宅を新築したいという計画でございます。申請地は辰野町役場から半径500メートルの円で囲まれる区域の宅地面積が40%を超える場合に、その割合が40%となるまで円の半径を1キロメートルまで延長した以内の区域にありますので、農地法第4条第2項第1号口の(2)の第2種農地、積極的2種農地と考えられ、申請人の姉が申請地裏の申請人の実家に一人で暮らしており近くに住みたいことと、他の所有地を検討したところ適地がないため、位置的代替性がなくやむを得ないものと判断いたします。この件につきましては、赤羽武直委員、武井会長から意見をいただいております。

<武井会長>

はい、それでは確認の赤羽委員の方から詳細について説明をお願いいたします。

<16番赤羽委員>

はい、16番赤羽です。6月14日に測量士立会の元に現況を確認いたしました。場所は上辰野の上の段のちょうど中程であります。境界はまずはっきりしていることを確認いたしました。南側については幅員3.2メートルの町道に接している、北側及び西側についてはお姉さんの住宅、土地であると。東側は本人所有の土地でありまして畑でありまして問題の発生はありません。上水道下水道も既にきており、更に町道を挟んで反対側は住宅が既に建てられております。このような状況から問題ないという風に判断をいたしました。よろしくをお願いいたします。

<武井会長>

はい、担当の赤羽委員より詳細について説明があったわけでございます。この件につきまして何かご質問ご異議ございますか。(「なし」の声)はいそれでは異議なしということで許可することにいたします。続きまして5条の方に入りたいと思います。お願いいたします。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～8番朗読】

<足助事務局次長>

それでは5条であります。

1番、所有権の移転でございます。

塩尻市大字広丘高出...のAさん所有の、大字横川字門前...番地、地目は田現況は畑、面積102㎡を、大字横川...のBさんが取得し、通路及び駐車場とするための申請でございます。譲受人は申請地の隣に住宅がありますが、家族の駐車スペース

が不足しており、また住宅裏の農地及び農業用倉庫へ行く通路がないことから、申請地を取得し車3台分の駐車場及び通路とする計画でございます。譲受人の既存宅地面積は656.44㎡、申請地と合わせますと758.44㎡となりますが、農家住宅でありますので問題ないと思われます。申請地は住宅と住宅に挟まれた広がりがない農地で、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種農地と考えられ、位置的代替性がないためやむを得ないものと判断いたしました。この件につきましては、小澤委員、根橋委員から意見をいただいております。

<武井会長>

はい、それでは担当の根橋委員より詳細について説明をお願いいたします。

<8番根橋委員>

根橋でございます。この物件に対しまして、小澤委員が具合が悪くて立ち会うことができませんでした、私と本人のBさんと現地を確認いたしました。日時は5月の半ば過ぎ、ちょっと日にちははっきりしてないんですが、現地を確認いたしました。境界の杭もはっきりしておりましたし特に問題はないと思いました。以上でございます。ご審議をよろしくをお願いいたします。

<武井会長>

はい、今根橋担当委員より説明があったわけでございます。この地籍も地籍調査ができておりますので堺はできておると思いますが、この件につきまして何かご質問ございますか。(質問なし)よろしいですかね。(「はい」の声)では許可することにいたします。それでは2番をお願いいたします。

<足助事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。

大字伊那富...のAさんが所有いたします、大字伊那富字大新田(おおしんでん)...番地、地目は田、面積941㎡を、駒ヶ根市赤穂...、株式会社Bが取得し宅地分譲するための申請でございます。譲受人は宅建業免許を有する不動産業者であり、申請地を4区画に分けて宅地分譲する計画でございます。申請地は第2種中高層住居専用地域の用途地域でありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、武井会長、上島委員から意見をいただいております。

<武井会長>

はい、それでは武井の方からこの件について説明いたします。(図面により場所の説明)そこに4区画の住宅を建てたいということで、今まで田んぼをつくっておらずに遊休農地で草だけ刈ってもらっておったところが、こういう風な状態で販売されるというこ

とでございます。この地籍の周りというのはもう住宅になっておりまして、ほとんど上水道下水道はきておるわけでございます。そういう風な地籍でございますので4戸の住宅がたたっても問題はないという風に上島委員と二人で確認をしてございます、以上でございます。何かご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいですかね（「はい」の声）はい、それではこの件につきまして許可することにいたします。続きまして3番をお願いいたします。

<足助事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。

岡谷市加茂町一丁目..番..号のAさん所有の、大字平出...番地、地目は田、面積812㎡を、駒ヶ根市赤穂...の株式会社Bが取得し建売住宅とするための申請でございます。譲受人は先程申し上げましたとおり、宅建業免許を有する不動産業者であり、申請地を購入し建売住宅2棟を新築する計画でございます。申請地は第1種中高層住居専用地域の用途地域でありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。なお、議案書別ページにありますとおり、本件は同時に事業計画変更申請が出ております。この件につきましては、三澤代理、赤羽則子委員から意見をいただいております。

<武井会長>

はい、それでは三澤代理の方から詳細について説明をお願いいたします。

<三澤職務代理>

はい、それでは3番ですが、(図面により場所の説明)6月20日に赤羽委員と業者の方と一緒に見させていただきましたが、Aさんというのは昔のCの社長の弟さんで今東京に住んでいるのですが、この土地に2棟建てたいということでございます。周りには石垣がしっかりできておりますし、国調も打ってありますので何ら問題ないと思いません。ご審議をお願いします。

<武井会長>

はい、担当の三澤代理の方から説明があったわけですが、この件につきましていかがなものでしょうか。ご質問等ございますか。（「なし」の声）それでは異議なしということでございますので、この件につきまして許可することにいたします。4の方にまいります。

<足助事務局次長>

4番、所有権の移転でございます。

大字平出...番地にお住まいのAさんが所有いたします、大字平出...番地、地目は登記が田現況が畑、面積1045㎡を、大字赤羽...番地のBさんが取得し宅地分譲するための申請でございます。譲受人は宅建業免許を有する不動産業を営んでおり、

申請地を取得し3区画の宅地分譲をする計画でございます。申請地は第1種住居地域の用途地域でありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、三澤代理、赤羽則子委員から意見をいただいております。

<武井会長>

それでは、4番につきまして担当の赤羽委員より説明をお願いいたします。

<10番赤羽委員>

赤羽です。よろしくお願ひいたします。この土地は前々回5月の委員会の時に審議をいただきました、(図面により場所の説明)この土地の地続きです。6月13日に三澤代理さんと一緒に土地の確認をさせていただきました。塚釘もしっかりしておりますし、きちっとした確認ができましたのでご報告申し上げてご審議の程お願ひいたします。

<武井会長>

はい、担当の赤羽委員より詳細について説明があったわけですが、ここの地籍も地籍調査ができておりますので、塚はしっかりしていると思います。その他何かご質問ございますか。(「なし」の声)はい、許可することにいたしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。それでは5番お願ひいたします。

<足助事務局次長>

5番、所有権の移転でございます。

大字平出...番地、地目は畑、面積410㎡を、岡谷市神明町四丁目..番..号の有限会社Bが取得し建売住宅を新築するための申請でございます。譲受人は先月の農業委員会において競売公売農地の買受適格証明を受け、この度周囲の宅地も含め競売農地を落札したため、4棟の建売住宅を新築する計画でございます。申請地は第1種住居地域の用途地域でありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、三澤代理、赤羽則子委員から意見をいただいております。

<武井会長>

はい、それでは担当の三澤代理の方から詳細について説明をお願いいたします。

<三澤職務代理>

今の足助補佐からお話ありましたように、以前にお話のあった土地でございまして、競売で業者が落とされたということで、これが全部更地になって今ちょっと高くしていますがきれいにさせていただいて、4棟建てて賃貸するということです。前回は説明しましたが杭もしっかりしておりますし、何ら問題ないと思ひます。よろしくお願ひいたします。

<武井会長>

はい、担当の方から詳細について説明があったわけですが、この件について何かご質問等ございますか。(「なし」の声)よろしいですかね。それでは許可することにいたします。それでは6番についてお願いいたします。

<足助事務局次長>

6番、使用貸借権の設定でございます。

大字赤羽...番地にお住まいのAさんが所有いたします、大字赤羽...番地、地目は登記が田現況は畑、面積623㎡を、飯田市松尾城...番地にお住まいのBさんが使用貸借し一般住宅地とするための申請でございます。借人は現在家族と飯田市の借家に住んでおりますが実家近くに移り住みたいため、父所有の申請地を使用貸借し自己の住宅を新築する計画でございます。申請地は街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えておりますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。また、転用面積が500㎡を超えておりますが、三方が土手で囲まれていて128㎡ほどございますので、宅地としての有効利用面積は495㎡でありやむを得ないと判断いたします。この件につきましては、下田委員、山内委員から意見をいただいております。

<武井会長>

はい、それでは担当の下田委員より詳細について説明をお願いいたします。

<13番下田委員>

下田です。ただ今事務局から説明があったとおりです。(図面により場所の説明)実家が地図でも分かるように前出にあります。実際には623㎡、約190坪ありますけれども、先程の説明のとおり三面は土手でのり面が非常に多いということでもって、実家の車が縦列にしか停められないということもあってこのところに駐車場も一緒につくって中で回りたいということです。山内さんとこの間見たのですけれども、杭がはっきりわからなかったので、司法書士さんとAさんにしっかり杭を確認してくださいということでお願いしてあります。地籍調査はできていますので問題はないと思います。どうかご審議お願いします。

<武井会長>

ただ今詳細について説明があったわけですが、これは入って道はあるんですね。

<13番下田委員>

あります。下水道も横まで入ってます。

<武井会長>

ただ今担当の方から話がありましたように下水道それから上水とも入っているということでございます。この件につきまして何かご質問ございますか。(「なし」の声)はい、それでは異議なしということでございますので許可することにいたします。次、お願いいたします。

<足助事務局次長>

7番、所有権の移転でございます。

箕輪町大字中箕輪...にお住まいのAさん所有の、大字伊那富...番地、地目は畑、面積198㎡を、茅野市中大塩...番地のBさんが取得し一般住宅を新築するための申請でございます。譲受人は現在家族と茅野市で借家に暮らしておりますが、町内企業に勤めており通勤時間も要するため町内に自己の住宅を新築する計画でございます。申請地は街区の面積に占める宅地の割合が40%を超えていますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。なお、議案書別ページにありますとおり、本件は同時に事業計画変更申請が出ております。この件につきましては、野澤委員、尾坂委員から意見をいただいております。

<武井会長>

はい、それでは担当の野澤委員より説明を受けたいと思います。

<5番野澤委員>

野澤です。6月18日に現地を見ました。(図面により場所の説明)新興住宅街でございまして今盛んに住宅がたたっているところで、この下にもありますように、最初Aさんが転用をとったわけですが住宅として使わないということで今度Bさんが買って住宅を建てたいということでございます。下の奥の方も住宅地の格好をしていますが、申請地は50cmばかり上がっておりまして境界柱も5箇所しっかり大きいのがちゃんとありました住宅地ですので道路沿いでもあり下水道も特に問題ないと思いますのでご審議をお願いいたします。

<武井会長>

この件につきまして担当の方から説明があったわけでございます。最初これAさんだったね、それで今度Bさんが買うということなんだね。はい、そのようなことでございます。何かこの件につきましてご質問等ございますか。(「なし」の声)はい、なければこの件につきまして許可することにいたします。それでは8番お願いいたします。

<足助事務局次長>

8番、所有権の移転でございます。

大字樋口...番地にお住まいのAさんが所有いたします、大字樋口字樋口...番地、地目は田、面積224㎡を、大字樋口...番地にお住まいのBさんが取得し一般住宅を新築するための申請でございます。譲受人は申請地の北隣に住居があり、申請地を取得して長男家族の住宅を新築する計画でございます。申請地は水管等2種以上の埋設された道路沿道の2つ以上の公共施設、東部保育園と東樋口いきいき館が500メートル以内にありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、山内委員、下田委員から意見をいただいております。

<武井会長>

担当の山内委員より説明をお願いいたします。

<9番山内委員>

はい、山内でございます。6月18日下田委員とともに現地を確認いたしました。B氏共々確認いたしまして、境界等もしっかりしておりますし、上下水道ともに南側の道路、ましてや自分の宅地へもありますのでそちらへ新築の時には接続したいということでございます。現在までなかなか耕作していなくて、草だけは刈ってあるけれど、荒れ地の様な状態の土地でございました。(図面により場所の説明)図面の西側もやはり耕作は全然できていないようなところでございます。草刈りの管理等をしているところでございます。ご審議をお願いします。

<武井会長>

はい、担当の山内委員より詳細について説明があったわけでございます。この件につきましてご質問ありますか。(「なし」の声)よろしいですかね。それではこの件につきまして許可することにいたします。

【農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<足助事務局次長>

利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。

計6件、12筆、面積は10,162㎡です。経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、ご報告いたします。

<武井会長>

はい、ただ今説明があったとおり、一覧表がございます。そのような方が借受人でなるということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

報告事項

<足助事務局次長>

それでは報告事項ということで、まず専決事項ということでお願いしたいと思います、6月許可決定の5条5件につきましては、長野県農業会議から6月15日付けで許可相当の意見答申がありましたので、許可指令書を交付いたしております。

次に、農地法第4条の規定による農地を農業用施設に供することの届出について、議案書のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

また農地法第18条第6項の規定による通知書について、合意解約であります。議案書の通りでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

最後にその他でございますが、農地の嵩上げ申請、議案書のとおりでございます。こちらも事務局長専決により書類を受理いたしました。

報告事項は以上でございます。

<武井会長>

ただ今報告事項につきまして事務局の方から説明がありました。よろしいですかね。それでは報告事項を終わりたいと思います。5番のその他に行きたいと思います。事務局の方からお願いいたします。

その他

- 第58回県農業委員大会における要請事項及び講演会について
- 北部三町村農業委員会交流会について(昨年9月2日、南箕輪村)
9月3日(月)辰野町 しだれ栗でパターゴルフ後かやぶきで慰労会
- 旅行について
7月7(土)、8(日)、9(月)北海道、参加者13人

□次回委員会開催日 8月3日(金)午後1時30分から、役場第6会議室

閉会

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印